参加者、　全員　[illegible]労働協会会長、

要求事項、

一、本二ケ年ハ大正十四年ノ比廿二日以三セラレ[illegible]ニ従ヒ作ニ平均

一日七十米位宛増制ヲ仕来リシ処近来[illegible]ニ

本年中頃ヨリ非常ナル[illegible]ヲ以テ[illegible]之カ為メ之カリシニ依リ協議ノ結果

七月十五日本紀要書ヲ提出セリ

要求ノ件

一、日給四割値上ノ事ニ円以上ハ除外セラルヘシ

一、退職手当ノ制定及請負割合撤廃セラルヘシ

一、割増賃銀別低一時間ニ付キ日給ノ三割支給セラルヘシ

一、四大節公休日、制定セラルヘシ

一、臨時出業ノ際ハ日給倍額支給セラルヘシ

一、右諸要求ハ折衝ノ結果七月廿二日迄ニ回答ヲ受クルコト[illegible]

解決、

一、七月十三日ヨリ会見廿二日迄ノ間ニ於テ経営者側ヨリ提出ノ文

ハ従業員ノ要求事項ヲ[illegible]労働者ニ対シ[illegible]ヲ有

発的ニ協調セリ

二、経営者側提出ニ対シ従業員側ハ協議ノ結果修正案ヲ作成シ経営者側ノ

同意ヲ得ル解決ニ至ラサリシカ為ニ三ヶ月猶予セリ

三、経営者ノ工場ニ対シ付帯条件ヲ付シ仲介者ニ一任セリ

化シ一週間以内ニ表示セリ

右ノ解決ニ依リ労働者ハ当ニ一週ノ作業ヲ休止シ一週間

行ナフ

円形付近ニ於ケル

府立、呈利市

財團法人 協調會